

令和6年度 第3回彦根市上下水道事業審議会 議事録 (R7.3.25)

1. 日時 令和7年3月25日(火) 14時00分～16時00分
2. 場所 彦根市役所本庁舎 第1委員会室
3. 出席者(順不同)

<委員> 8名

横山 幸司

可児島 達夫

丸尾 雅啓

廣瀬 浩志

米田 紀代子

渡邊 美幸

中村 傳一郎

長崎 敏雄

<事務局> 14名

上下水道部：木村部長、福井次長、辻副参事

上下水道総務課：野村課長、野口課長補佐、谷口副主査、若林

上下水道業務課：岩井課長補佐、友本副主幹

下水道建設課：青木課長、山本課長補佐、古市副主幹

道路河川課：田村課長補佐、大橋副主幹

<オブザーバー> 2名

吉岡 千浩(有限責任監査法人トーマツ)

刀禰 明(有限責任監査法人トーマツ)

【開会】

事務局

ただ今から、令和6年度第3回彦根市上下水道事業審議会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます上下水道総務課の谷口でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

本日の会議ですが、彦根市上下水道事業審議会条例第6条第4項の規定により、会議の成立要件といたしまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は8名中8名の方がご出席でございますので、ここに会議が成立しましたことをご報告いたします。

【議事】

事務局 それでは、ただ今から会議次第に従いまして進めていただきたいと思います存じますが、審議会条例第6条第3項の規定により、会議の議長は会長があたることとなっておりますので、横山会長よろしくお願いたします。

会長 それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。本日の議事は「彦根市公共下水道事業の経営健全化の取組みと使用料体系案～複数の使用料体系案に基づく検討～」になりますが、今回の審議会では、事務局から使用料改定案が提示され、本審議会として改定案を決定することになります。

事務局 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 （「彦根市公共下水道事業の経営健全化の取組みと使用料体系案～複数の使用料体系案に基づく検討～」について事務局より説明。）

会長 議事について、事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問がありましたら願いたします。

委員 資料16ページにある「理論的な使用料体系」とはどういったものになりますか。

事務局 下水道使用料として、まず回収しなければならない経費は、収益的収支に係る費用である人件費や流域下水道維持管理負担金のように維持管理にかかる費用、減価償却費や資産減耗費といった資本費にかかる費用です。

一般会計で負担すべき経費や長期前受金戻入として減価償却費に当たる特定財源の国費等の費用を引くと出てくる経費が、下水道使用料として本来回収すべき費用となります。資料17ページの赤枠で囲ってある需要家費、固定費、変動費を分解し、それぞれの性質に応じて基本使用料と従量使用料として回収するという理論的に算定した結果が理論的な使用料体系と考えています。

委員 参考資料の下水道使用料の近隣団体比較で、彦根市は以前から高めの使用料でしたが、今回値上げすることによって、全体平均をさらに上回ることになります。他の自治体の使用料が彦根市より安い理由があれば教えてください。

事務局 改定する前の使用料ですと、東北部処理区は大体似た金額になっています。東北部処理区は、平成3年から供用開始しており、少し安めの使用料である湖南中部は供用開始が東北部よりも早く行われています。また、早い段階から整備に取り掛かっていることで整備費用も安く抑えられており、同じ1haを整備するにも人口が密集しているため、費用対効果が高くなっています。高島処理区では、流域下水道の供用開始時期が彦根市よりも後になるので、このような比較になってきているかと思えます。

委員 ウォーターPPP、BCPについて説明をお願いします。資料にも注釈があるといいかと思えます。

事務局 まずPPPとは、パブリックプライベートパートナーシップの略であり、官民連携ということで、公の機関と民間が協力して事業を行うことです。ヨーロッパの方だと、役所の運営等も民間のノウハウを利用してより安く運営されており、それを日本に持ち込んで派生したものになります。そこにウォーターを頭につけて、上下水道に関する事業を民間のノウハウを利用することによって、より安く運営していこうという考え方をウォ

ーターPPPとしています。

BCP はビジネスコンティニュエティプランの略で、日本語で言うと事業継続計画になります。コロナ禍において職員等にコロナが蔓延したとき、また能登地震のような大規模な災害で、事業の継続が困難になった場合等、どのような状況下であっても事業の継続、再開をあらかじめ考えておく計画となります。

委員

資料 17 ページに需要家費という項目がありますが、使用者数が増減すると変動する費用と捉えることができますが、固定費に含めても問題ありませんか。

事務局

需要家費は使用料徴収関係経費であり、彦根市の場合は、使用料徴収事務を一括して委託しているため、基本的には使用者数によって増減する経費ではないことから次ページ以降は固定費と需要家費でまとめています。

変動費は使用水量に応じて変わる経費になり、動力費や薬品費を例として挙げていますが、需要家費に関しては、変動費のように使用水量が増減しても関係なく、使用者数によって変わるものになりますので、あまり変化がない経費となります。

下水道使用料は水道料金と一緒に徴収をしているため、普段 10 m³使用される方が 100 m³使用されて使用水量が増えると使用料として徴収する費用は増えますが、そこについては変動費に組み込んでいます。ただし、需要家費に当たる銀行の口座引き落とし等にかかる費用については、おひとり分となり変動が生じないため、固定費とまとめても問題ありません。

委員

資料 17 ページの一番左側の下、赤の点線で囲ってある資産維持費について、算定していない自治体も多いかと思いますが、とても重要な費用です。今は物価が上がっているため、30 年後には工事費等も今より大きな額になると予想されます。そういった物価上昇でかかる費用も資産維持費に組み込まれているかと思いますが、具体的にどれぐらい見込まれていますか。

事務局

今回は減価償却費をベースに大体 6% ぐらいを資産維持費として算定しています。

会長

全体を通して、委員の皆様からご意見やご指摘等をいただきたいと思いますので、お願いします。

委員

今まで水洗化率向上のために戸別訪問等を行い頑張ってこられたかと思いますが、下水道接続の費用も高額になります。下水道使用料の値上げについて、市民の皆さんが納得されるようにしっかり情報を届けてほしいと思います。

委員

集中浄化槽の老朽化によって公共下水道に繋がりましたが、維持管理費を考えると使用料としては安くなったと感じます。

資料での説明について、数字だけでは難しいため、下水道の重要性を分かりやすく伝えていただくようお願いします。

委員

今までの取り組みとして、人員を民間委託等でコスト削減しており、今後もコストをあまりかけないようにされていると思います。しかし、人員が削減されると技術の伝承や維持管理が蔑ろにされてしまう恐れがあります。下水道管の老朽化調査等を業者に委

託していると言いながら、その成果を生かせるだけの眼力を持った人が残っているかどうか分からない。お金を投じたものが本当に効果的になっているのか、ちょっとした変化を見抜く力を持つ人が残っているのか、その観点も非常に重要になります。

これからの維持管理を適正に行うために、人員削減に光が当たるような言い方ではなく、費用はかかるが、適正な人員配置や技術力を高めてより安全な下水道整備に取り組むといった説明を踏まえて、市民の共感を得られる使用料の改定にしていきたいと思います。

委員 昨年の4月から水道事業も国土交通省の方に所管が変わったと伺いました。彦根市の場合は、すでに上下水道事業を一緒にされているため合理化を進められていると思いますが、今後国の方からも情報提供等があれば、その線に沿って様々な検討を行っていただきたいと思います。

委員 下水道使用料が上がるという話は、彦根市だけではなく、近隣団体にも出てくると思います。下水道事業が今どう経営されているかという点、下水道使用料だけでは賄えない部分を一般会計から繰入金をもって補填している状況で、下水道の経営は原価割れしています。民間だと、原価に利益をいくらか乗せるかという話になりますが、公共事業もしっかり利益を出さないと持続可能な組織になりませんので、地道に説明していただきたいと思います。

委員 実際の経費を見ると、今までは見えないようにしてきただけで、下水道の処理や整備には多額のコストがかかっていることをもっと理解してもらいたいと思います。

この10～20年間のうちに、1人で居住されているアパートが増えたため、0～30㎡で生活されている人たちが多くなるはずですが、そこを考慮すると、検討パターン①では、彦根市は下水道使用料が高いというイメージが先行してしまうのではないかと感じるので、調整された検討パターン②が一定配慮された使用料体系で最善だと思います。

委員 水道を中心で考えてしまい、使った後の下水道は見えないがために、軽んじられてしまう部分があるかもしれませんので、下水道があつての水道ということをアピールしてほしいと思います。

資料14ページの表で、30㎡までの使用者が約58%を占めていると記載されていますが、使用料収入では約57%になっているので、合わせて約58%でいいかと思います。

資料13ページの超過料金で、10㎡を超え30㎡までは一律140円ですが、20㎡や30㎡を段階的に変更する、その分基本料金を勘案する等、細かい設定が可能なのか、細かくすることによってさらにコストがかかってしまうようでは意味がないので、その辺りが気になりました。

事務局 単価の範囲を変えると料金システムの大幅な改修が必要となり余分に経費がかかるため、現行のままでいきたいと考えています。

会長 それでは、使用料体系の検討パターンについて、パターン②ということで、本審議会として決定したいと思いますが、異議はありませんか。

(異議なし)

それでは議長としての私の進行はここまでとして、あとは事務局に委ねたいと思います。

【閉会】

事務局

横山会長、ありがとうございました。

また、委員の皆さまにおかれましても、本日は長時間にわたり、慎重なご審議を賜りありがとうございました。

今回の審議会で新たな使用料体系を決定いたしましたので、これをもとに令和8年4月からの改定に向けて準備を進めて参りたいと考えております。

また、今回頂戴いたしましたご意見を踏まえ、次回の第4回審議会（令和7年度の第1回の審議会）では「彦根市公共下水道事業・第7期経営計画（経営戦略）」の素案を提示させていただく予定です。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。皆さまお疲れさまでした。